

議案第九十一号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

一 財産の内容

鳥取県東伯郡三朝町大字砂子田一九〇番地外九筆

合計面積一、一五二、四二二平方メートル 別紙内説明細書のとおり

二 相手方

財団法人鳥取県福祉事業団

三 処分予定価額

四〇、〇〇〇千円

四 処分理由

観光地従業員分譲住宅建設のため

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



別紙

内訳明細書

土地の表示			面積		備考
大字	字	地番	地目	(平方米)	
三朝	砂子田	一九〇	宅地	二〇〇・四一	
同	小砂子田	二一九〇 二二二〇 二二二〇の一	同	二〇七・七九	
同	同	同	同	一八五・四一	
同	同	同	同	一九五・三一	
同	同	同	同	二二二・九一	
同	同	同	同	二二〇・四八	
同	砂子田	一九〇	同	一九〇・二五	
同	小砂子田	二一八九 二一八九の二	同	二四五・二七	

[illegible]

土地の表示									所	大字
同	同	同	同	同	同	同	同	同	三朝	字
同	同	同	同	同	同	同	同	同	小木脇	地
同	同	二三二の四	同	同	同	同	同	同	二二一の四	番
同	同	同	同	同	同	同	同	同	宅地	地目
一六五一五	一六八二六	一九一〇六	一六九八五	一八四五五	一七一〇四	一七一〇八	一七二九〇	一九九八七	面積 (平方米)	
									備考	

土地の表示			面積		摘 要
大字	所	在	地目	(平方米)	
三朝	小木脇	二二一の四	宅地	一八八、六〇	
同	同	同	同	一八三、二六	
同	同	同	同	一九三、三六	
同	小木脇	二二八の一	同	二三四、七九	
同	小木脇	二二八の一	同	一六五、五七	
同	東京	一二七	同	一七四、八六	
同	同	一二七	同	一七五、七八	
同	小木脇	二二一の五	同	一七四、八四	
同	同	一二七	同	一七六、七一	

